

報告12号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月28日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第6号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和5年9月21日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 11,000円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住所 兵庫県淡路市

(2) 氏名

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金11,000円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和5年7月31日午前10時30分ころ、淡路市番地において、淡路市が実施する山田地域デマンド交通（以下「ハピバス山田号」という。）事業の委託先である山田まちづくり協議会の会員が運転するハピバス山田号が、相手方所有の敷地内の進入路に進入したところ、その幅員が狭く、ハンドル操作を誤ったため、同車左側の前輪を脱輪させたことにより、同側助手席ドア部分と相手方所有の住宅の陸屋根の一部が接触し損傷を与えた。